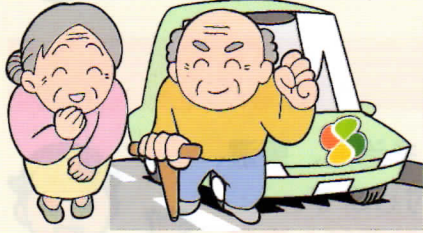


# 道路交通法の一部改正

70歳以上の方が対象

平成29年3月12日施行!!



自分のための  
みんなのための  
新しいルールです



## 75歳未満の運転者の方へ

更新時の  
高齢者講習

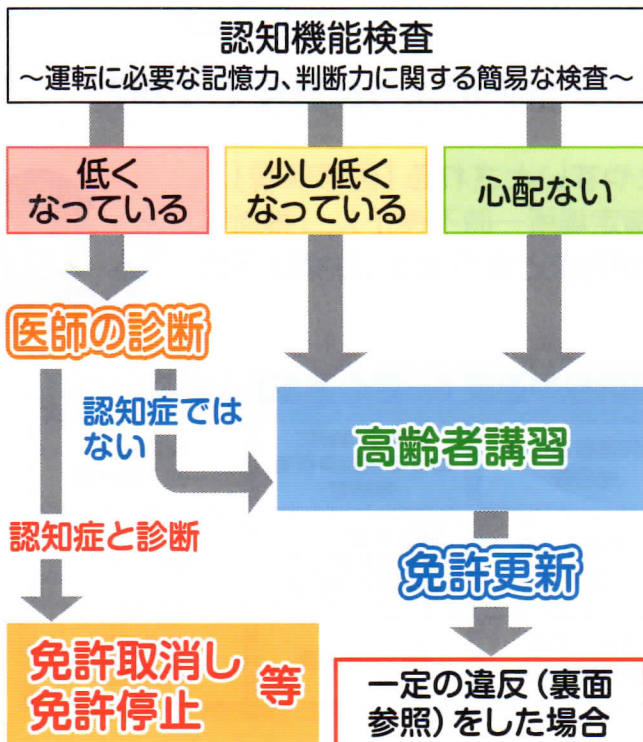
- ◆ 現行の3時間から2時間に短縮!
- ◆ 安全運転をしていただくために内容も充実!



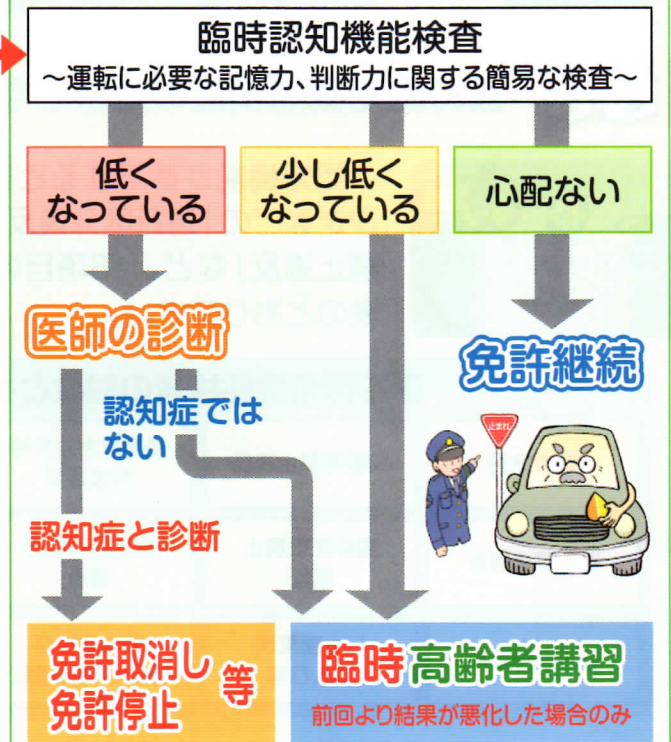
高齢者講習受講の案内はがきが届いたら、すぐに自動車教習所へ受講の予約を!

## 75歳以上の運転者の方へ

### 3年ごとの更新時



### 一定の違反を行った時(裏面参照)



75歳以上の方への新たな制度は平成29年8月12日以降の誕生日の方が対象となります!



## Q1 認知機能検査って何ですか？



高齢運転者の方に、ご自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚していただき、引き続き安全運転を継続することができるよう支援する目的で行う検査です。75歳未満の方は必要ありません。

※認知症の診断を行うものではありません。



## Q2 認知機能検査ってどこで行うのですか？



県内6カ所にある**運転者講習センター**（岐阜、西濃、中濃、多治見、東濃、飛騨）で実施します。検査の結果は、後日郵送でご自宅へ送付します。

※検査の結果が届きましたら、それに基づいて県内の自動車教習所へ高齢者講習受講の予約をして頂きます！



## Q3 どうして認知機能検査と高齢者講習は一日では終わらないのですか？

認知機能検査の結果の通知書が後日ご自宅へ届きますので、その通知書に記載された結果により決められた高齢者講習の区分（2時間又は3時間）に従って希望される自動車教習所へ受講の予約をして頂くこととなりますので、認知機能検査と高齢者講習は別々の日となります。



## Q4 認知機能検査では、どんな検査をするのですか？

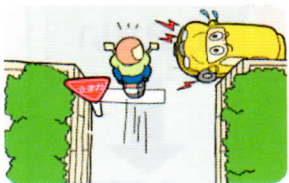


おおむね次の内容で行われます。

- ① 年月日、曜日、時刻を答える
- ② 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く



## Q5 臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります（詳細は下の表のとおりです。）。



### 臨時認知機能検査の対象となる18項目の違反（一定の違反）

|        |           |              |             |                       |            |
|--------|-----------|--------------|-------------|-----------------------|------------|
| 信号無視   | 横断等禁止違反   | 交差点右左折等方法違反  | 優先道路通行車妨害等  | 横断歩道等における横断歩行者等妨害     | 指定場所一時不停止等 |
| 通行禁止違反 | 進路変更禁止違反  | 指定通行区分違反     | 交差点優先車妨害    | 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害 | 合図不履行      |
| 通行区分違反 | しゃ断踏切立入り等 | 環状交差点左折等方法違反 | 環状交差点通行車妨害等 | 徐行場所違反                | 安全運転義務違反   |

## Q6 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1か月以内に受検（講）しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。